

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項

【改正の概要】

1 「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく権限移譲

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）
松山市に権限を移譲

事務	(権限移譲前)		(権限移譲後)	
	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 以外の 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 以外の 認定こども園
認定・認可	松山市	愛媛県	松山市	松山市
情報の公表	愛媛県			
変更届				
運営状況報告				

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号 第5次一括法）による都道府県から保健所設置市への権限移譲に伴う規定の整備

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可）
保健所設置市（松山市）の法定事務となるため、当該規定を削除

3 法改正に伴う規定の整備

- ・農地法（農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可に係る県農業会議の意見の聴取等）
「愛媛県農業会議」→「農業委員会ネットワーク機構」に変更
 ※移譲先市町：18市町（宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町）

施行日	平成28年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】